



### ☆減免後の利用料

通常月	1人目	2人目	3人目以降
要保護 (生活保護)	2,000 円	1,000 円	1,000 円
準要保護 (生活保護に準ずる)	3,700 円 (4,300 円)	2,000 円	2,000 円
きょうだい加入	減免なし 5,400 円(6,600 円)	3,700 円 (4,300 円)	2,000 円

※利用料にはおやつ代が含まれます。( ) 内は8月利用料。

### ☆対象者

下記の1. 2または1. 3を満たす方が対象となります。

1.年間利用登録児童（※1）

2.きょうだいで同時に年間利用加入する場合、年少児から  
数えて2人目以降の児童

3.生活保護またはこれに準ずる世帯の児童（※2）

#### 【きょうだい加入の例】



(弟) 1年生 (姉) 3年生  
5,400 円 + 3,700 円  
= 9,100 円

※1 登録のみで利用実績が少ない場合は減免になりません。

※2 生活保護に準ずる世帯とは、就学援助で「準要保護に認定された方」です。

### ☆申請手続き

- ・減免申請書の提出が必要です。申請書は各児童クラブまたはこども家庭支援課にあります。また、奥出雲町のホームページからもダウンロードできます。

【お問い合わせ先】奥出雲町役場 仁多庁舎 こども家庭支援課（2F）  
電話：54-2504